

令和8年度明るい選挙啓発ポスターコンクール 実施要領

1 目的

明るい選挙に関するポスターの作成を通して、選挙に対する小・中学生、高校生の関心を高めるとともに、募集作品を明るい選挙の呼びかけに活用する。

※ 明るい選挙とは…一人でも多くの皆さんが政治や選挙に関心を持ち、進んで投票に参加し、ルールに違反することなく公正に選挙が行われること。

2 募集内容

(1) テーマ

「明るい選挙」を呼びかけることをテーマに、投票の場面や身近な体験などをもとに、選挙に対する思いや願いのイメージなどを自由に表現して描く。

(2) 対象者

小学校児童、中学校・高等学校の生徒

(3) 画材・大きさ

- ・ 描画材料は自由（紙や布など、絵の具材料だけに限らない。デジタルも可）。
- ・ 画用紙の四ツ切（542mm×382mm）、ハツ切（382mm×271mm）もしくはそれに準ずる大きさのもの。

※デジタルの場合は、A3サイズ（297mm×420mm）又はB3サイズ（515mm×364mm）での制作を推奨。作成した作品は紙に印刷して提出。なお、家庭用印刷機で分割印刷し、繋げて一枚にした作品も提出可）。

(4) 応募期間

令和8年（2026年）5月11日（月）から令和8年（2026年）9月11日（金）まで

※ 市町村によって応募期限が異なる場合があります。

(5) 提出先

- ・ 個人で応募する場合：居住する市区町村の選挙管理委員会へ提出。
- ・ 学校で取りまとめて応募する場合：学校所在地の市区町村の選挙管理委員会へ提出。

(6) 参考

- ・ 令和7年度明るい選挙啓発作品コンクール作品集
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/147/171683.html>
- ・ 公益財団法人明るい選挙推進協会 HP
<https://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/06502poster/>

3 審査

各市区町村選挙管理委員会（第一次審査）、熊本県選挙管理委員会（第二次審査）、文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員（第三次審査）において厳正な審査を行い、入賞作品を決定。

（１）第一次審査方法

各市区町村選挙管理委員会で応募者数に応じて選出。

応募者数	第二次審査提出数	応募者数	第二次審査提出数
～ 10	2 作品以内	31 ～ 50	5 作品以内
11 ～ 20	3 作品以内	51 ～ 100	7 作品以内
21 ～ 30	4 作品以内	101 ～	8 作品以内

（２）第二次審査方法

熊本県選挙管理委員会で審査を行い、以下の区分に応じて選出。

熊本県選挙管理委員会委員長賞	優秀賞	入賞
1 作品	8 作品以内	9 作品以内

（３）第三次審査方法

第二次審査で選ばれた作品について、文部科学省等の代表審査員により入賞作品を決定。

4 表彰等

（１）発表

令和 8 年（2026 年）11 月初旬の予定

（２）表彰

令和 9 年（2027 年）2 月頃に実施予定

（３）記念品

- ・ 第二次審査入賞者
 - 委員長賞受賞者……賞状と記念品（図書カード 5,000 円分）
 - 優秀賞受賞者……賞状と記念品（図書カード 3,000 円分）
 - 入賞受賞者……賞状と記念品（図書カード 1,000 円分）
- ・ 第三次審査入賞者 ……賞状と記念品（図書カード 5,000 円分＋副賞）

5 注意事項

- ・ 特別賞、優秀賞及び入賞作品の著作権については、公益財団法人明るい選挙推進協会、熊本県及び熊本県選挙管理委員会に属し、自由に利用する。
- ・ また、当該作品の表示にあつては、作者の氏名、学校名及び学年等を表示する。

主催	熊本県選挙管理委員会	熊本県明るい選挙推進協議会
	市町村選挙管理委員会	市町村明るい選挙推進協議会

後援	熊本県教育委員会
----	----------